

「モニタリング検査」の実施について

またはお近くの農林事務所農業振興普及部までお問い合わせください。

玄米の放射性物質検査の検査実績 及び 玄米のモニタリング検査の検査頻度 等について

検査の実績について

(令和7年6月24日時点)

平成27年産米以降、基準値(100Bq/kg)超過はありません。直近の検査結果は、以下のとおりです。

検査方法	全量全袋検査			モニタリング検査	
検査結果(Bq/kg)	25未満	25～50	50～100	20未満※	20～100
R3年産米	306,803点	18点	なし	1,055点	なし
R4年産米	274,927点	1点	なし	1,062点	なし
R5年産米	80,801点	4点	なし	424点	なし
R6年産米	74,812点	0点	なし	201点	なし

※厚生労働省が定める食品中の放射性セシウム検査法に規定する検出限界値

玄米のモニタリング検査の頻度について

福島県では、モニタリング検査の実績等を踏まえ、以下のとおり移行後の年数(移行年次)に応じた検査頻度を設定しております。

移行年次	検査頻度	移行の考え方
1～3年目	旧市町村3点	全量全袋検査からの移行後3年間は、旧市町村単位3点の検査を実施
4年目	旧市町村1点	移行後3年間、50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出されなかった場合、旧市町村単位1点の検査に移行
5年目	市町村3点	4年目の検査で50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出されなかった場合、市町村単位3点の検査に移行
6年目以降	市町村1点	5年目の検査で50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出されなかった場合、市町村単位1点の検査に移行

注)早期出荷米(9月10日までに農産物検査を受ける見込みの米)は、旧市町村単位または市町村単位で生産者ごとに検査を行います。

注)移行4年目は、旧市町村数の多寡による調整を行います。

基準値を超過しないための取組について

基準値を超過しないために、以下の取組への御理解・御協力を引き続きお願いします。

- ☐ 収穫後、稲わらをすき込む
- ☐ 震災後、初めて使う籾すり機や用具は「とも洗い」を行う
- ☐ 適切な量のカリウム散布を行う
- ☐ 調製作業中は、異物やごみの混入がないよう気をつける
- ☐ 倒伏がみられるほ場では、収穫時土壌が混入しないよう気をつける